

H28年受験用『佐藤としみの条文順過去問題集』

～法改正による「問題」「解答解説」の訂正について～

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。
現時点での法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。

「条文順過去問題集②<労働保険編>」改正による訂正箇所

<労災保険法>

問題	訂正前	訂正後
265	<p>□□265 保険給付に関する不支給決定に不服のある被災者や遺族は、審査請求をした日から1か月を経過しても<u>労働者災害補償保険審査官の決定がないときは、当該審査請求に係る処分について決定を経ないで労働保険審査会に対し再審査請求をすることができる。</u>(H22-7A)</p> <p>265 → × (法38条1項、2項)</p> <p>審査請求をした日から「3か月」を経過しても決定がないときは、<u>その決定を経ないで労働保険審査会に再審査請求をすることができる。</u></p>	<p>□□265 保険給付に関する不支給決定に不服のある被災者や遺族は、審査請求をした日から1か月を経過しても<u>審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</u>(H22-7A)</p> <p>265 → × (法38条1項、2項)</p> <p>審査請求をした日から「3か月」を経過しても決定がないときは、<u>労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。</u></p>
267	<p>□□267 保険給付に関する不支給決定についての審査請求に係る労働者災害補償保険審査官の決定に対して不服のある被災者や遺族は、どのような場合にも、労働保険審査会に対し再審査請求すると同時に、処分の取消しの訴えを提起することができる。(H22-7E)</p> <p>267 → × (法40条) 保険給付に関する決定について、当該「処分の取消しの訴え」は、原則として、再審査請求に対する労働保険審査会の「<u>裁決を経た後</u>」でなければすることができない。</p>	<p><削除></p>

268	<p>□□268 保険給付に関する決定についての審査請求に係る労働者災害補償保険審査官の決定に対して不服のある者は、再審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないときであっても、再審査請求に対する労働保険審査会の判決を経ずに、処分の取消しの訴えを提起することはできない。(H23-4B)</p> <p>268 → × (法40条) 処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の判決を経た後でなければ提起することができないが、「再審査請求がされた日から3か月を経過しても判決がないとき」、又は、再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その判決を経ずに処分の取消しの訴えを「提起することができる」。</p>	<削除>
269	<p>■□269 「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」について保険給付を行ったときに該当するとして、政府からその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する処分を受けた事業主は、当該処分に不服がある場合でも異議申立てをすることはできない。(H22-7B)</p> <p>269 → × (法41条、徴収法37条、行審法6条) 事業主からの費用徴収に関する処分に不服がある場合は、都道府県労働局長に異議申立てを「行うことができる」。なお、この異議申立てに対する処分に不服がある場合には、厚生労働大臣に審査請求をすることができる。</p>	<削除>

H21 選択 式	<p>今回の改正も含め、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができ、当該審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、Eに対して再審査請求をすることができる。</p>	<削除>
----------------	---	------

<雇用保険法>

問題	訂正前	訂正後
336	<p>□□336 公共職業安定所長が行った失業等給付に関する処分に不服のある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、労働保険審査会に対して審査請求をすることができる。(H21-7B)</p> <p>336 → × (法69条1項) 失業等給付に関する処分に不服がある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、「雇用保険審査官」に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>□□336 公共職業安定所長が行った失業等給付に関する処分に不服のある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、労働保険審査会に対して審査請求をすることができる。(H21-7B)</p> <p>336 → × (法69条1項) 失業等給付に関する処分に不服がある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、「雇用保険審査官」に対して審査請求をすることができる。</p>

339	<p>□□339 失業等給付に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求がされた日の翌日から起算して3か月を経過しても労働保険審査会の裁決がない場合には、当該再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経ずに提起することができる。(H24-7D)</p> <p>339 → ○ (法71条) 設問のとおりである。なお、再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときについても、労働保険審査会の裁決を経ずに提起することができる。</p>	<削除>
-----	--	------

<徴収法>

問題	訂正前	訂正後
248	<p>□□248 労働保険徴収法第15条第3項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、<u>当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができ、その決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。(H25-災8D)</u></p> <p>248 → ○ (法37条) 設問のとおりである。<u>概算保険料の認定決定の処分に係る異議申立ての相手方は、当該処分をした行政庁(処分庁)である所轄都道府県労働局歳入徴収官となる。なお、確定保険料の認定決定の処分について不服があるときも、同様の手続を行うこととなる。</u></p>	<p>□□248 労働保険徴収法第15条第3項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。(H25-災8D)</p> <p>248 → ○ (行審法2条) 設問のとおりである。</p>

249	<p>□□249 事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出せず、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分について不服申立てを行う場合には、厚生労働大臣に対する異議申立てをしなければならない。(H20-災 9A)</p> <p>249 → × <u>(法 37 条)</u> 確定保険料の認定決定について<u>不服申立を行う場合は、まず処分庁である「所轄都道府県労働局歳入徴収官」に対して異議申立をすることとなる。</u></p>	<p>□□249 事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出せず、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分について不服申立てを行う場合には、厚生労働大臣に対する異議申立てをしなければならない。(H20-災 9A)</p> <p>249 → × <u>(行審法 2 条)</u> 確定保険料の認定決定について<u>不服があるときは、「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。」</u></p>
250	<p>□□250 労働保険徴収法第 19 条第 4 項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができ、その裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。(H25-災 8E)</p> <p>250 → × <u>(法 37 条)</u> 確定保険料の認定決定の処分について不服があるときは、<u>処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して「異議申立て」をすることができ、その決定についてなお不服があるときは、厚生労働大臣に対して「審査請求」をすることができる。</u></p>	<p>□□250 労働保険徴収法第 19 条第 4 項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができ、その裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。(H25-災 8E)</p> <p>250 → × <u>(行審法 2 条)</u> 確定保険料の認定決定の処分について不服があるときは、<u>「厚生労働大臣」に対して「審査請求」をすることができる。</u></p>
251	<p>□□251 労働保険徴収法第 25 条第 1 項の規定による印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。(H25-災 8C)</p> <p>251 → × <u>(法 37 条、昭 37.9.29 基発 1021 号)</u> 設問の場合には、「厚生労働大臣」に対して審査請求を行うことができる。</p>	<p>□□251 労働保険徴収法第 25 条第 1 項の規定による印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。(H25-災 8C)</p> <p>251 → × <u>(行審法 2 条)</u> 設問の場合には、「厚生労働大臣」に対して審査請求を行うことができる。</p>

252	<p>□□252 延滞金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることができる。(H20-災 9C)</p> <p>252 → × (法 37 条、行審法 5 条)</p> <p><u>延滞金の徴収の決定処分は、概算保険料又は確定保険料の認定決定「以外」の処分に当たるため、都道府県労働局歳入徴収官への異議申立てはできず、処分庁の直近上級行政庁たる「厚生労働大臣」に対して「審査請求」をすることとなる。</u></p>	<p>□□252 延滞金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることができる。(H20-災 9C)</p> <p>252 → × (行審法 2 条) <u>設問の場合は、「厚生労働大臣」に対して「審査請求」をすることとなる。</u></p>
253	<p>□□253 労働保険徴収法第 28 条第 1 項の規定による延滞金の徴収の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。(H25-災 8B)</p> <p>253 → × (法 37 条、行審法 5 条)</p> <p><u>設問の場合は、都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることはできない。延滞金の徴収の決定の処分に不服があるときは、「厚生労働大臣に対して審査請求」を行うことができる。</u></p>	<p>□□253 労働保険徴収法第 28 条第 1 項の規定による延滞金の徴収の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。(H25-災 8B)</p> <p>253 → × (行審法 2 条) <u>延滞金の徴収の決定の処分に不服があるときは、「厚生労働大臣に対して審査請求」を行うことができる。</u></p>
254	<p>□□<u>254</u> 追徴金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることはできない。(H20-災 9E)</p> <p>254 → ○ (法 37 条、行審法 5 条)</p> <p><u>設問のとおりである。追徴金の徴収の決定処分について不服申立を行う場合は、処分庁の直近上級行政庁たる「厚生労働大臣」に対して「審査請求」をすることとされている。</u></p>	<p>□□<u>254</u> 追徴金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることはできない。(H20-災 9E)</p> <p>254 → ○ (行審法 2 条) <u>設問のとおりである。追徴金の徴収の決定処分について不服申立を行う場合は、処分庁の直近上級行政庁たる「厚生労働大臣」に対して「審査請求」をすることとされている。</u></p>

255	<p>□□255 労働保険徴収法第 19 条第 6 項の規定による納付済概算保険料の額が確定保険料の額を超える場合の充当の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。(H25-災 8A)</p> <p>255 → × (法 37 条、行審法 5 条、昭 37.9.29 基発 1021 号) 設問の場合は、「厚生労働大臣に対して審査請求」を行うこととなる。</p>	<p>□□255 労働保険徴収法第 19 条第 6 項の規定による納付済概算保険料の額が確定保険料の額を超える場合の充当の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。(H25-災 8A)</p> <p>255 → × (行審法 2 条) 設問の場合は、「厚生労働大臣に対して審査請求」を行うこととなる。</p>
256	<p>■□256 事業主が所定の期限までに提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあり、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分の取消しに関する訴訟は、当該決定処分についての異議申立てに対する都道府県労働局歳入徴収官の決定を経た後であれば、提起することができる。(H20-災 9D)</p> <p>256 → × (法 38 条) 確定保険料の認定決定の処分について不服申立てをするときは、まず、処分庁である所轄都道府県労働局歳入徴収官に異議申立てをし、この決定について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることとされており、当該審査請求に対する「厚生労働大臣の裁決」を経た後でなければ、処分取消の訴えは、提起できない。</p>	<p><削除></p>

257	<p>■□257 追徴金の徴収の決定処分取消しに関する訴訟は、いかなる場合においても、当該決定処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>(H20-災 9B)</p> <p>257 → × (法 38 条、行訴法 8 条 2 項各号) 行政事件訴訟法において、</p> <p>①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときには、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができることとされているため、いかなる場合においても提起ができないわけではない。</p>	<p><削除></p>
-----	---	-------------------

以 上